

# 碧南市教育委員会 4月定例会議事日程表

令和8年4月23日(木)  
午後2時～  
碧南市役所4階 庁議室

---

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 報告事項

- ア 3月議会総括質疑内容及び回答について (資料1)  
(関係各課)
- イ まなびさぽーと資金支給審査に係る諮問について (資料2)  
(庶務課)
- ウ 小中学校みどりの学校の実施について (資料3)  
(学校教育課)
- エ 教育相談事業報告について (当日資料)  
(学校教育課)

(2) その他

- ア 各課報告
- イ 今後の予定
  - (ア) 西三河地方教育事務協議会会議(大村委員)  
令和8年5月21日(木)午後3時から 西三河総合庁舎
  - (イ) 5月定例会  
令和8年5月28日(木)午後2時から 碧南市役所4階 庁議室

5 閉会の辞

## 教育長 活動報告

月 日	曜日	行 事	場 所
3月24日	火	予算審査特別委員会	議員大会議室
3月26日	木	本会議（5日目）	議場
3月28日	土	消防団・消防予備隊入隊式	文化会館
3月31日	火	辞令交付式（退職者、退職教員、昇任者、新規派遣職員）	会議室4・5等
4月1日	水	辞令交付式（新規採用職員、派遣終了職員、管理職教員、転入・新規採用教職員、新規採用医師）	市長室等
4月1日	水	派遣終了辞令交付式	市長室
4月1日	水	年度始め式	会議室4・5
4月1日	水	辞令交付式（転入教職員、新規採用職員）	談話室3
4月1日	水	辞令交付式（新規採用医師）	応接室A
4月2日	木	新就職者を励ます会	商工会議所
4月5日	日	市制記念式典	芸術文化ホール
4月6日	月	辞令交付式（教科指導員）	教育委員会室
4月7日	火	表敬訪問（全国小学生ソフトテニス大会結果報告）	応接室A
4月7日	火	青少年育成推進員連絡会	文化会館
4月8日	水	幼保合同園長会	談話室1
4月10日	金	校長会	議員大会議室
4月11日	土	平和祈念祭	明石公園
4月12日	日	愛知県聴覚障害者体育大会開会式	臨海体育館
4月12日	日	碧南市レクリエーション協会総会	臨海体育館
4月14日	火	教頭会議	談話室3
4月15日	水	交通安全春大監視	伏見屋交差点
4月15日	水	西三河地方教育事務協議会	西三河総合庁舎
4月15日	水	西三河教育委員代表者会議	西三河総合庁舎
4月16日	木	東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会	金沢市
4月17日	金		
4月20日	月	辞令交付式（固定資産評価委員）	市長室
4月21日	火	交通安全都市推進協議会総会	会議室1
4月21日	火	表敬訪問（ホープス選抜卓球大会他出場報告）	応接室A
4月23日	木	定例教育委員会	庁議室

教育長 活動予定

月 日	曜日	行 事	場 所
4月27日	月	三河部都市・町村教育長協議会	知立市中央公民館
5月1日	金	文協祭開会式	文化会館
5月3日	日	第21回全国女子軟式野球選抜交流碧南大会	臨海グラウンド
5月8日	金	碧南市教育研修会総会	文化会館
5月9日	土	退職公務員連盟碧南市部総会	文化会館
5月11日	月	校長会	議員大会議室
5月12日	火	交通安全都市推進協議会地域部会	芸術文化ホールシアター サウス
5月14日	木	本会議（臨時会）	議場
5月14日	木	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会	高知県立県民文化ホール
5月15日	金		
5月19日	火	表敬訪問（アイシンティルマーレ碧南Vリーグシーズン結 果報告）	応接室A
5月19日	火	令和8年度碧南文化協会定期総会	文化会館
5月20日	水	スポーツ少年団総会	臨海体育館
5月21日	木	総務文教部会	議員大会議室
5月21日	木	西三河地方教育事務協議会教育長会議	西三河総合庁舎
5月21日	木	西三河地方教育事務協議会	西三河総合庁舎
5月22日	金	文化協会総会	文化会館
5月26日	火	幹部会	庁議室
5月26日	火	青少年育成市民会議	文化会館
5月27日	水	小中学校幼稚園PTA連絡協議会総会	文化会館
5月28日	木	定例教育委員会	庁議室

## 碧南市教育委員会 3月臨時会 会議録

1 日時 令和8年3月5日(木) 午後1時から午後1時30分まで

2 場所 碧南市役所5階 教育委員会室

3 出席者

(1) 教育委員

委員 大村 幸、委員 岡本 明弘、委員 榊原 京子、委員 深津 茂樹、  
教育長 小澤 徹

(2) 事務局職員

教育部長 岡本 和雄

4 傍聴者 0人

5 議案

協議事項

令和8年度教員人事異動について

6 会議の概要

日程第1 開会の辞

日程第2 議案

協議事項 令和8年度教員人事異動について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非  
公開とし、関係部局職員のみで秘密会として進行。

審議の結果、承認された。

(午後1時30分 閉会)

以上のおり会議録を作成して、署名する。

令和8年4月23日

委員

委員

## 碧南市教育委員会 3月定例会 会議録

1 日時 令和8年3月19日(木) 午後2時から午後2時46分まで

2 場所 碧南市役所4階 庁議室

3 出席者

### (1) 教育委員

委員 大村 幸、委員 岡本 明弘、委員 榊原 京子、委員 深津 茂樹、  
教育長 小澤 徹

### (2) 事務局職員

教育部長 岡本 和雄、庶務課長 松野 盛高、学校教育課長 鎌谷 祥行、  
生涯学習課長 金原 厚夫、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長 山田 光則、  
藤井達吉現代美術館副館長 木村 理恵子、スポーツ課長 中嶋 忠彦、  
海浜水族館長 地村 佳純、庶務課庶務係長 齋藤 堂晴

4 傍聴者 0人

5 議案

### (1) 協議事項

- ア 一般財団法人へキナンシティカンパニー補助金交付規程の制定について
- イ 碧南市医療的ケア児学校等訪問看護事業実施規程の制定について
- ウ 碧南市私立高等学校授業料等補助金交付規程の廃止について
- エ 碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程の一部改正について
- オ 令和8年度職員の人事異動について【秘密会】

### (2) その他

6 会議の概要

日程第1 開会の辞

日程第2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に岡本明弘委員と深津茂樹委員を指名し、事務局案で承認された。

#### 日程第4 議案

協議事項オ 令和8年度職員の人事異動について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非公開とすることで決定。最後に審議することとした。

協議事項ア 一般財団法人へキナンシティカンパニー補助金交付規程の制定について  
庶務課長が資料1に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深津委員 今の株式会社は解散という形をとり、新しく一般財団法人を設立するという理解でよろしいですか。

庶務課長 はい。

深津委員 株式会社は、間もなく解散する方向ですか。

庶務課長 解散の手続きをとっていきます。日付の整理をどこでやっていくかというところになるかと思えます。

教育長 学校給食の流れ自体は変わらないのですよね。

庶務課長 変わりません。

審議の結果、承認された。

協議事項イ 碧南市医療的ケア児学校等訪問看護事業実施規程の制定について  
庶務課長が資料2に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡本委員 利用回数で1人1日5回を限度ということですがけれども、具体的にはどういうことが想定されますか。

庶務課長 現在想定される医療的ケアとしては、インスリン注射が主なものですが、昼前に1回というのがほとんどと考えています。

児童生徒の症状によりますが、導尿になると措置の時間が長くなるのですが、ちょっと5回の想定は現段階ではできないです。

事業を先行して行っている他市では、上限を5回という設定にしています。これは、30分や90分を一回の単位にしていますので、時間的に、5回位が上限になるという判断だとは思っています。

教育長 この4月からの対象児童からの申請は、まだ出ていませんか。

庶務課長 そうです。

教 育 長 対象になりそうな子ども達はどのくらいいますか。

庶 務 課 長 今想定しているのは、小学校で6名、中学校で1名です。この制度を使わずに保護者の方がケアをやります、となれば、それはそれでそのまま続けていただければ結構ということにはなります。

教 育 長 本来というか将来的なことを思うと、親御さんから看護師さんが措置を行って、最後は自分で措置ができるようになるというのが一般的な目的かなとは思います。

審議の結果、承認された。

協議事項ウ 碧南市私立高等学校授業料等補助金交付規程の廃止について  
庶務課長が資料3に基づき説明した。なお、施行期日を令和8年3月31日から同年4月1日に訂正する旨を説明。

〈意見・質疑なし〉

協議事項エ 碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程の一部改正について  
学校教育課長が資料4に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

教 育 長 部活動地域移行検討委員会というのは、ここで何年位になるのでしょうか。3年は、やっていますね。

学 校 教 育 課 はい。令和5年度からです。

岡 本 委 員 地域移行という形で、3年位議論はされていますけど、議論は継続していくということですか。それとも新たな事業をスタートしてまた考えますということでしょうか。

学 校 教 育 課 長 これまで検討してきたことも踏まえながら継続していくということです。

審議の結果、承認された。

《午後2時30分 休憩》

《関係者以外退席》

《午後2時32分 再開》

協議事項オ 令和8年度職員の人事異動について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非公開とし、関係部局職員以外は退席の上、秘密会として進行。

審議の結果、承認された。

(午後 2 時 4 6 分 閉会)

以上のおり会議録を作成して、署名する。

令和 8 年 4 月 2 3 日

委員

委員

報告事項ア 3月議会総括質疑内容及び回答について（関係各課）

### 3月議会 質問内容及び回答

課名 庶務課

<p><b>【議員名】</b> 岩月ひろし議員</p>
<p><b>【質問内容】</b></p> <p>1. 給食費値上げ方針の背景と現状について</p> <p>(1) 給食費改定方針に至った経緯について</p> <p>ア 今回の給食費改定方針に至った判断理由は</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>学校給食における食材費は、学校給食法の規定にあるとおり、保護者の方に負担いただくことになっている。</p> <p>市においては、平成26年度に給食費の引き上げを行った以降、(コロナウィルス感染症の拡大もあり、) 現在まで給食費を据え置いてきた。</p> <p>また、園の給食も令和元年度から据え置いている状況。</p> <p>しかしながら、近年の急激な食材価格の高騰もあり、実際の食材費と給食費とは大きな開きが生じているため、本来負担いただく食材費相当額となるよう給食費を改定するものである。</p>
<p><b>【質問内容】</b></p> <p>イ 食材価格高騰の影響をどのように把握しているか。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>あらゆるモノの値段が上がっているので、食材の選定の際には、価格の上昇を強く感じる。実際に、ここ数年で賄材料費は急激に上昇しており、給食センター分では、令和4年度決算では3億3千3百万円余であり、給食費の不足分として2,400万円程を市で負担していたが、令和7年度での賄材料費は4億1千万円程を見込んでおり、給食費の不足分として市が負担するものは1億1千万円程になる見込みである。</p> <p>価格を抑え、かつ、品質を維持できるよう食材選定に努めているが、賄材料費は2割以上の上昇となっている。</p> <p>また、保育園分については、令和4年度に2,500万円程であった市の負担は、</p>

今年度3, 300万円程となる予定。

**【質問内容】**

市の持ち出し額、年間約1億7千万円を大幅に減らす方針に変更した理由は

**【回答】**

今年度の持ち出し額は、保育園の収入分を加味すると年間約1億4千万円となる。

食材費は、これまでも物価の状況に合わせて給食費を改定してきたところではあるが、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり給食費を据え置いていたことに加え、ここ数年で物価が急騰していることが理由である。

**【質問内容】**

(2) 保護者負担増とその影響について

ア 今回の改定方針による1人当たりの年間負担増の見込みは、園児、中学生それぞれいくらか

**【回答】**

年間負担増の見込みは、保育園は月額5, 110円から6, 760円への改定により年額19, 800円、幼稚園は月額3, 560円から4, 410円への改定により年間9, 350円、中学校は1食270円から350円への改定により年間14, 800円程となる。

**【質問内容】**

イ 子育て世帯への影響をどのように分析しているか

**【回答】**

物価高騰は、子育て世帯はもとより、全ての家庭や事業者において影響を与えていると考えている。

子育て世帯に向けた物価高騰への対応として、小学校の1月から3月までの3か月の給食無償化による負担軽減を行っている。また、18歳未満の子供1人当たり、物価高対応子育て応援手当2万円が児童手当受給者に支給されるので、給食費引上げに伴う負担増も抑えられるものとする。

**【質問内容】**

ウ 負担増に対する市民の声をどのように把握しているか

**【回答】**

先に実施したスマイルトークにおいて、市の財政状況等の説明の際に、給食費の値上げを案内申し上げた。

実際に負担する保護者へは、実際の食材費と給食費との差が大きくなっていることによる給食費改定のお知らせを配布する等周知してきたが、これまでのところ、給食センター、保育園等に直接意見は寄せられていない。

**【質問内容】**

(3) 市長の公約との整合性について

ア 園・学校給食無償化方針との関係をどのように整理しているか

**【回答】**

給食無償化は、現在、小学校の1月から3月までの3学期分の給食費について無償化を実施している。

また、4月からは国において小学校の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）が実施される予定であり、少しずつではあるが、前に進んでいると考えている。園、中学校の給食無償化についても、財源の確保ができた段階で実施したい。

給食費について、近年の急激な食材費の価格高騰により実際の食材費と給食費とは大きな開きが生じており、12月末時点では、小学校は1食当たり74円、中学校は1食当たり100円、幼稚園では79円、保育園では116円を市で負担している状況である。

今回、小学校は1食当たり70円、中学校は1食当たり80円、幼稚園では60円、保育園では92円の値上げを実施予定であるが、これは、食材費相当として保護者に負担いただく給食費を設定するものである。今後の物価高騰を考えると、例えば、中学校では引き続き1食当たり20円を超える額を市で負担していくこととしている。

ご理解をお願いしたい。

**【質問内容】**

イ 小学校無償化と園・中学校等の値上げ方針との公平性をどう考えるか

**【回答】**

公平性について、保護者に負担いただく食材相当額として給食費を設定しており、幼稚園・保育園、小中学校でその考え方が異なるものではなく、公平性を欠くものと認識していない。

国の施策として、令和 8 年 4 月から学校給食費の抜本的負担軽減のため、小学校段階の学校給食に係る食材費を自治体に支援いただける予定。市としても、4 月以降、小学校の給食費を徴収しない取扱いを継続していく予定である。

国が小学校段階を実施する理由については、令和 6 年 6 月に公表された学校給食に関する実態調査の結果において、喫食数ベースで、小学校 99.6%、中学校は 89.2%となっており、一部の自治体で中学校を中心に選択性の学校給食を実施されていることから、抜本的負担軽減を広く網羅できる小学校から実施されたのではないかと推察している。

なお、国は、中学校の給食費についても、「小中学校の給食実施状況の違い等を含めた課題の整理を行った上で検討する」としている。

また、市長の重点施策としても給食無償化が掲げられている。園、中学校の給食無償化についても、国の動向も注視しながら、財源の確保ができた段階で実施したいと考えている。

#### 【質問内容】

ウ 公約との矛盾を市民が指摘していることへの市長の見解は

#### 【回答】

市長の重点政策である給食費無償化については、令和 8 年 4 月から国が実施する学校給食費の抜本的負担軽減に先行して、小学校の 1 月から 3 月までの 3 か月分の給食費を無償化することで、小学校の継続的な無償化を実現しているもので、少しずつではあるが政策を前に進められていると考えている。

#### 【質問内容】

2. 子どもと家庭を支える給食制度の今後について

(1) 財政運営と給食費の位置づけについて

ア 改定を想定した場合の約 4 千万円の歳入増見込みの位置づけは何か

#### 【回答】

今回の給食費の引上げは、保護者の負担額である給食費と実際の食材費相当額の開きが大きいため実施するものである。

保護者からいただく給食費は、食材の購入費（賄材料費）に充当するものであり、他の事業の財源として使われることはない。

**【質問内容】**

イ 財政再建における給食費の役割をどのように考えているか

**【回答】**

給食費の改定は、本来、保護者に負担いただく食材費の金額に近づけるためのものであり、財政再建とはその趣旨が異なるものと考えている。

**【質問内容】**

ウ 改定以外に検討した経費削減策や財源確保策は何か

**【回答】**

食材の選定にあたっては、できる限りアレルギーを含まない食材の選定、地産地消の推進等、価格だけで選定できない面もあり、経費削減には限界があると考えている。

実際の食材費と給食費の開きについては、①原則である保護者に負担いただく、②市費による補填、③その時々で活用できる補助メニューを使って補填、の選択になると考えている。

令和7年度においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することで、小学校の3学期給食費無償化や食材費への充当を行ったところである。

**【質問内容】**

(2) 将来方針について

ア 今後さらなる給食費改定を検討する可能性はあるのか

**【回答】**

学校給食における食材費は、保護者に給食費として負担いただくことになっている。直近の食材費相当額を基に、毎年、給食費の見直しを実施することが本来の形だと考えている。

**【質問内容】**

イ 園・中学校まで無償化を拡大する考えはあるか

**【回答】**

給食無償化の公約については、市長の重点政策として掲げているので、今後の財政状況を踏まえての判断になるが、実施に向けて引き続き検討していく。

**【質問内容】**

ウ 段階的無償化の導入の可能性はあるか

**【回答】**

岡崎市では、今年度から4月に加え、国の臨時交付金を活用して12月分の市立小中学校の給食費無償化を実施しており、過日の新聞報道では、令和8年度は中学校について2か月分の無償化を継続し、その一方で1食当たり400円に値上げすることが予定されていると伺っている。

碧南市では、令和8年4月から国が実施する学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）に先行して、小学校の1月から3月までの3か月分の給食費を無償化することで、4月以降も小学校の継続的な無償化を実現している。

先程も答弁したとおり、給食費無償化の公約については、市長の重点政策として掲げている。今後の財政状況を踏まえての判断になるが、実施に向けて引き続き検討していく。

**【質問内容】**

## 3. 中学校施設の整備見直しと再編の可能性について

## (1) 中学校施設整備見直しの背景及び目的について

ア 中学校施設長寿命化事業を見直すに至った具体的な理由は何か

**【回答】**

物価高騰による建設コストが膨らんでいることに加え、令和7年度は財源充当を想定していた国庫補助金が不採択となったこと、及び当市の財政状況に鑑みて、令和8年度に予定していた中学校施設長寿命化事業の一部を凍結することとした。

**【質問内容】**

イ 公共施設等総合管理計画改定との関係性について説明を

**【回答】**

公共施設等総合管理計画は、市全体の施設管理に関する総論に当たるものである。各論となる学校施設の長寿命化計画についても、公共施設等総合管理計画の改定に合わせて検討すべきものと考えている。

**【質問内容】**

ウ 従来の施設維持方針からの転換に当たるのか

**【回答】**

公共施設等総合管理計画の小中学校のマネジメント方針では、「老朽化が進んだ学校

施設について適切な維持管理と計画的な改修を実施し、施設の長寿命化を図る」としており、今後もその方針は変わらないと考えている。しかしながら、当市の置かれた状況から改修内容等を精査していく必要があると考えている。

**【質問内容】**

(2) 学校再編及び統廃合に関する検討状況について

ア 中学校の再編や統廃合を視野に入れた検討の有無及び内容は

**【回答】**

マネジメント方針では、「児童及び生徒の著しい減少、または施設の改築に合わせ、社会的ニーズや地域の実情に応じた学校の在り方を検討します。」としているが、現在のところ、具体的な再編や統廃合の検討は行っていない。

**【質問内容】**

イ これまでに作成された検討資料、試算、シミュレーションの有無は

**【回答】**

近隣他市と小学校、中学校1校あたりの児童生徒数を比較したデータは作成している。また、出生数に基づいた学校毎の児童・生徒推計を作成しているが、これは毎年作成する「碧南の教育」へ掲載し、及びホームページ上で公開もしている。

**【質問内容】**

ウ 現時点における市としての基本的な方向性は

**【回答】**

先ほど答弁した児童・生徒推計を見ても、推計できる範囲では学年で1クラスとなる学校は想定されていない。

そのため、複数学年の児童生徒が一つの学級を編成する複式学級となる学校が出てくるほど児童生徒数が減少するのは、更に先になることと思われる。

しかしながら、中学校1校当たりの生徒数は他市と比較しても少ない現状がある中では、学校施設の老朽化、今後の児童生徒数の推移等を総合的に判断し、再編・統廃合を考える時期が来るものと認識している。

**【質問内容】**

(3) 教育環境及び説明責任に対する認識について

ア 施設再編が生徒の学習環境及び通学環境に及ぼす影響についての評価は

**【回答】**

学校施設再編について、具体的な計画が進んでいない状況であるため、環境に対する影響を具体的に評価し、示すことはできない。しかしながら、学校施設再編を検討する際には、議員指摘の学習環境、通学環境が子供たちの教育活動に支障が出ないように配慮することが重要であると考えている。

質問にあった教室の過密化について、1クラスの定員が定められていることから問題になることはない。また、部活動に関しても、令和11年度での合同部活動への移行を目標に計画を進めており、選択の幅が狭くなることは無いと考えている。

防災機能の面では、各学校の体育館が津波・洪水・高潮それぞれの避難所として指定されている。例えば日進小学校体育館は、津波・洪水・高潮のいずれも避難所に指定されておらず、南中学校体育館は洪水・高潮の避難所に指定されていない。今後、災害の被害想定が変わる可能性もあり、学校施設の再編・統廃合の具体的な計画が無い状況下において、具体的なことは申し上げられないということでご理解願いたい。

**【質問内容】**

イ 保護者及び地域住民への情報提供及び説明の時期は

**【回答】**

学校施設の再編について具体的な検討が進んでいない現状では、保護者及び地域住民への情報提供及び説明の時期について明確に答弁できないが、周知と合意形成が必要となると認識している。

**【質問内容】**

ウ 十分な合意形成を前提として進める考えがあるのか

**【回答】**

施設再編の必要性が生じた場合は、まずは検討委員会等の議論の場の設置が必要だと考える。そこでの議論の中から、具体的な学校名が出てきた際には、子どもや保護者、地域住民のご意見をいただきながら、合意形成を前提として進めていくことが重要であると認識している。

**【議員名】** 加藤厚雄議員

**【質問内容】**

1. 令和8年度施政方針について

(2) 「夢や希望が描ける教育」(…中学校空調設備) について

**【回答】**

屋内運動場の空調設置については、今後も、毎年2から3校ずつ設計業務委託を行い、その翌年度に工事を行う計画を立てている。

今年度においては、新川中学校と南中学校の設計を実施しており、令和8年度での工事を予定している。また当該年度において、中央中・東中・西端中学校の設計を実施し、令和9年度で工事を行う予定。

**【質問内容】**

(3) 「喜びを感じる子育て」(…給食費無償化事業) について

**【回答】**

学校給食における食材費は、他の議員にも答弁したとおり、保護者の方に給食費としてご負担いただくことになっている。これまでも物価の状況に合わせ給食費を改定してきた。

一方で、市長の重点政策である給食費無償化については、令和8年4月から国が実施する学校給食費の抜本的負担軽減(いわゆる給食無償化)に先行して、小学校の3学期の給食費を無償化することで、小学校の継続的な無償化を実現しているもので、少しずつではあるが政策を前に進めている。

園や中学校の給食費無償化については、今後の財政状況を踏まえての判断になるかと思うが、財源の確保ができた段階で実施したい。

**【議員名】** 柘宜田拓治議員

**【質問内容】**

2. 緊急行財政対策について

(1) 中学校施設長寿命化事業等の凍結について

ア 公共施設等総合管理計画を改定するまでの間の凍結とあるが、改定の予定は

**【回答】**

令和8年9月に公共施設等総合管理計画の改訂を予定している。他の議員への答弁でも申し上げた通り、公共施設等総合管理計画は、市全体の施設管理に関する総論に該当するもの。したがって、当該計画の改定に合わせ、学校施設の長寿命化計画についても見直しを行う予定。

**【質問内容】**

イ 学校の統廃合まで考慮するのか。もし考慮するのであれば、大変な議論や期間が必要となり、長寿命化等がいつになるかわからなくなることが危惧されるかどうか。

**【回答】**

長期的な展望を持って検討していくことは、必要であると考えている。現段階で、中学校の数が市全体の児童生徒数からみて、近隣市に比べ相対的に多い状況ではあるが、児童生徒数の推計ができる範囲では、少子化による児童生徒数の減少が統廃合に踏み切る程度のものではないと考えている。

市の置かれた状況から、改修内容を精査の上、計画的な改修を進めていきたい。

**【質問内容】**

< 2 回目 > 次回の公共施設等総合管理計画の改訂の際は、小中学校の統廃合については議論に含めないと理解してよろしいかを確認します。

**【回答】**

現在のところ、具体的な再編や統廃合の検討は行っていない。しかしながら、学校施設の老朽化、今後の児童生徒数の推移等を総合的に判断し、再編・統廃合を考える時期が来るものと認識している。

**【質問内容】**

ウ 国の補助金や起債の見込みは

**【回答】**

事業の凍結については、物価高騰による建設コストが膨らんでいること、令和7年度は財源充当を想定していた国庫補助金が不採択となったこと、及び当市の財政状況に鑑みて、令和8年度に予定していた中学校施設長寿命化事業の一部を凍結することになった。

令和7年度は、トイレ改修の国庫補助金は不採択となったが、少しでも改修工事を前に進めるため、西端小学校、大浜小学校については、市の単独事業として実施した。

今後の国の補助金については、財源確保の点から引き続き補助金の確保に努める。

**【質問内容】**

エ 早く工事を施工すべきでは

**【回答】**

これから検討する上では、学校の長寿命化事業の継続性も視野に入れ、工事を行う項目も、どこまでの工事を必須と考えるか、今一度選択を行うこととなる。その精査のため、一旦踏み止まって検討するための時間が必要と考えた。

この検討の後には、なるべく早期に改修事業を推進して参りたい。

**【議員名】** 石川輝彦議員**【質問内容】**

## 1. 令和8年度施政方針・教育行政方針について

(4) 人と文化が育ち・支えあうまちに向けた施策の展開について

イ 小学校の屋内運動場の空調設備設置の今後の進め方について

**【回答】**

小学校の屋内運動場の空調設置について、大浜・棚尾・西端を令和9年度で設計、翌令和10年度で工事。新川・中央を令和10年度で設計、翌令和11年度で工事。日進・鷺塚を令和11年度で設計、翌令和12年度で工事を行い、市内全小中学校の屋内運動場の空調設置が完了する予定。

**【議員名】** 藤浦伸介議員**【質問内容】**

## 1. 教育行政方針について

(2) 「主な施策」について

ア 重点的に取り組むべきものは

(ウ) 給食費無償化について

**【回答】**

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備等に要する経費は設置者である市の負担となっておりますが、食材費については、保護者負担とされており、これが原則だと考える。

しかしながら、自治体によっては、子育て支援の観点等から、所得の如何にかかわらず、給食費の負担軽減施策を実施する自治体が少しずつ増えてきたと認識している。

食材費相当額を自治体の負担にしていくためには、大きな財源が必要であり、自治

体間の差を感じている。可能であれば、義務教育課程においては、基本的な部分で市町村間の差が生じないような取組が必要であると感じているが、現状、国が小・中学校段階における学校給食費の抜本的負担軽減を進めていく方針かと思われるため、地域間格差の解消という点で期待したい。

市においては、子育て支援の点から財源の確保ができた段階で、国に先立ち独自に給食費の負担軽減を実施したい。

**【議員名】** 森下敏弥議員

**【質問内容】**

1. 令和8年度施政方針について

(2) 喜びを感じる子育てについて

ア 給食費無償化について

(ア) 国の支援額5,200円で小学校の無償化は可能か。R7年度の1人当たりの賄い材料費は

**【回答】**

国が県を通して実施する学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）に対する交付金は、2億2,022万円で、賄材料費は予算策定時の実際の額に基づき1人当たり315円を想定し、総額、2億2,435万円余を見込んでおり、差し引き413万円余が不足する予定。

ただし、今後も物価高騰することを想定すると、不足額は増加していくものと考えている。

**【質問内容】**

(イ) 保育園、幼稚園、中学校の給食を値上げすることの整合性の説明を

**【回答】**

学校給食における食材費は、他の議員にも答弁したとおり保護者の方に給食費として負担いただくことになっており、これまでも物価の状況に合わせて給食費を改定してきたところである。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり給食費を据え置いていたことに加え、ここ数年で物価が急騰していることから、給食費を食材費相当額に改めるもの。

なお、給食費改定後も引き続き市の負担は残っていくものと考えている。

**【質問内容】**

(ウ) 小学校への国の5, 200円支援に対し浮いた予算を利用し値上げを避けるべきでは

**【回答】**

今回、国が県を通じて実施する学校給食費の抜本的負担軽減に対する交付金は、自治体支援を目的として創設されたもの。市としても、交付金の趣旨に則り小学校段階の食材費に充当する。

これにより浮いた予算を活用し、幼稚園・保育園・中学校の給食費の引上げを避けるべき、との質問については、食材費は、保護者に給食費として負担いただくものとして食材費相当額が本来の形だと考えている。

**【質問内容】**

(エ) 市長公約の給食費無償化について値上げは大いに矛盾する。市長の見解を

**【回答】**

市長の重点政策である給食費無償化については、令和8年4月から国が実施する学校給食費の抜本的負担軽減に先行して、小学校の1月から3月までの3か月分の給食費を無償化することで、小学校の継続的な無償化を実現しているため、少しずつではあるが政策を前に進めていると考えている。

**【質問内容】**

<2回目> 小学校の無償化が出来たので公約は達成したとの答弁と理解するが。間違いは無いか。

**【回答】**

小学校については、無償化が実現できたと理解している。しかしながら、市長の公約としては道半ばである。

幼稚園・保育園、中学校の給食無償化については、国の動向も注視しながら、財源の確保ができた段階で実施したいと考えている。

**【質問内容】**

(オ) 市長公約の給食費無償化は撤回するのか。市民の皆様に向けた見解を

**【回答】**

幼稚園保育園、中学校を含めた給食費無償化の公約については、今後の財政状況を踏まえての判断になるかと思うが、財源の確保ができた段階で実施したい。

課名 学校教育課

【議員名】 岩月ひろし議員

【質問内容】

3 中学校施設の整備見直しと再編の可能性について

(3) 教育環境及び説明責任に対する認識について

ア 施設再編が生徒の学習環境及び通学環境に及ぼす影響についての評価は

【回答】

学校施設再編について、具体的な計画が進んでいないため、環境に対する影響を示すことはできない。しかし、学校施設再編を検討する際には、学習環境、通学環境が教育活動に支障がないよう配慮することが重要。

【質問内容】

イ 保護者及び地域住民への情報提供及び説明の時期は

【回答】

学校施設の再編について具体的な検討が進んでいない現状では、保護者及び地域住民への情報提供及び説明の時期について答えられないが、周知と合意形成が必要となると認識している。

【質問内容】

ウ 十分な合意形成を前提として進める考えがあるか

【回答】

施設再編の必要性が生じた場合は、まずは検討委員会などの議論の場の設置が必要だと考える。そこでの議論の中から、具体的な学校名が出てきた際には、子どもや保護者、地域住民のご意見をいただき、合意形成を前提として進めていくことが重要であると認識している。

【議員名】 柘宜田拓治議員

【質問内容】

1 令和8年度施政方針について

## (2) 防災・減災について

ウ 行政施設（市役所、学校、病院等）での防火・避難訓練の実施

**【回答】**

市内の小中学校では、例年4月に火災を想定した避難訓練を実施し、避難経路の確認を行っている。9月には地震・津波を想定した避難訓練を実施している。特に要配慮者利用施設に位置付けられている6校については、避難確保計画に基づき、屋上への垂直避難や情報伝達訓練等を実施している。

**【議員名】** 藤浦伸介議員

**【質問内容】**

## 1 教育行政方針について

(1) 初となる教育行政方針への思いは

**【回答】**

教育行政方針は、単年度ごとの施策を示し、碧南市の教育の方向を指し示す大切なものである。しかし、長期的な視点に立ち、これまで積み重ねてきた施策もある。それらの取組をさらに充実させるとともに、現在の課題へも取組み、碧南市の未来を見据えて、さらに発展させるという思いを込めて策定した。

また、教育は未来への投資。教育行政方針は、碧南市の将来を形づくる重要な基盤となるものである。

**【質問内容】**

(2) 「主な施策」のうち、重点的に取り組むべきものは

ア 重点的に取り組むべきものは

**【回答】**

新規事業である「学校等における医療的ケアにかかる訪問看護事業」はじめ、長年、学校教育の中で力を入れてきた、特別な支援が必要な児童生徒へのさらなる支援の充実に努めたい。

また、コミュニティ・スクールの導入、そして、アジア競技大会に関連したスポーツによるまちづくりやスポーツの推進に取り組みたい。

**【質問内容】**

イ 「学校教育」の分野について

(ア) 部活動の地域連携・地域展開の現状は

**【回答】**

地域展開に向けた、計画を作成し、まずは、学校が運営主体となり、休日等の合同部活動の実施に着手している。

運動部においては、令和8・9年度にて、合同部活動を実施していく予定である。

文化部においては、令和6年度より中学校の吹奏楽部で、専門家による技術的な指導を受けることができる楽器塾を行ったり、参加希望者を募り、「碧南市中学生合同バンド」を結成したりしてきた。

地域展開を進めていくには、地域クラブ活動の受け皿をどこが担っていくのか、活動の場所をどうするか等の課題をクリアしていく必要がある。

**【質問内容】**

(イ) 小中一貫教育、小中学校統廃合について

**【回答】**

一貫教育に対しては、教員間において、小学校、中学校の枠を越えた研修や小中間の人事交流を行い、義務教育9年間を見通した教育活動の展開を重視していきたいと考えている。

また、小学校6年生の児童が中学校生活に希望と期待をもって臨むことができるよう、進学段階での丁寧な指導を今後も大切にしていきたい。

小中学校の統廃合については、児童生徒数は減少傾向ではあるが、学級数には、減少の傾向がみられない現状である。児童生徒数の推移を注視していく。

**【質問内容】**

< 2回目 > 「児童生徒数の推移を注視して」とあるが、学年1クラスの状況になれば、統廃合を検討すると受け止めてよいか

**【回答】**

統廃合は、複式学級となる学校が出てくるほど児童生徒数が減少する見込みとなった際には、当然に検討すべだが、学校施設の老朽化も含め、総合的に判断する必要があると考える。

**【質問内容】**

(エ) G I G Aスクール構想により配備され、5年が経つタブレットは、学校に

よって使用頻度や持ち帰りのルールが違うのか

**【回答】**

現在、すべての学校において、タブレット端末の持ち帰りに関するルールをすでに作成しているが、その内容は各校の実情に応じたものとなっている。

使用頻度においても、学校ごとに運用の違いはあるが、基本的な使用内容や使用に対する考え方は概ね共通したものとなっている。

**【質問内容】**

< 2回目 > 授業や課題での利用率は

**【回答】**

本年度の全国学力・学習状況調査の結果をみると、碧南市は、週3回以上タブレット端末を活用したと回答した割合は、小学6年生の児童で約6割、中学3年生の生徒で約8割である。

特に中学校においては、全国平均を上回る活用状況であり、学年が上がるにつれて授業における活用頻度が高まる傾向が見られる。

また、同調査によると、授業以外で平日にタブレット端末を学習に使用する時間が1時間以上の児童生徒の割合は、小学6年生・中学3年生ともに、1日あたり10～20%程度にとどまっている。これは、タブレット端末を課題、いわゆる宿題として常時使用するよりも、必要に応じて持ち帰る運用としているためと考えられる。

**【質問内容】**

< 3回目 > 持ち帰りの可否のルールは学校によるのか

**【回答】**

持ち帰りの可否は、学校において判断している。

個々の児童生徒が、自分で定めた学習目的をもってタブレットを持ち帰る形が、特に中学校で一般的になっている。

タブレットの持ち帰りについては、児童生徒の個別最適な学習を進める反面、移動中の破損や、長時間のネットサーフィンや動画閲覧による健康面や個人情報保護といった多くの点に配慮しながら進めていく必要がある。

**【質問内容】**

< 4回目 > 今後の展開は

**【回答】**

令和 8 年度から小中学校においてネットモラル教材を導入し、児童生徒の情報モラル教育の一層の充実を図っていく。

また、市教育研究室において、タブレットにて、子供同士の学びあいの質を高めていく研究を進めており、その成果を市内小中学校へ段階的に広げていくことを目指していく。

さらに、中学校では、試験的にオンライン A I 英会話を導入し、生徒の英語力向上に向けた取組を進めている。

**【質問内容】**

< 5 回目 > タブレットにカメラ機能やインターネットのサイト閲覧の規制がかけ  
てあるか

**【回答】**

学校所有のタブレットのカメラ機能に制限はかけていない。

カメラ機能の使用に際しては、情報モラル教育において個人情報保護の重要性を指導している。インターネットのサイト閲覧については、危険なサイトにアクセスできないよう制限をかけており、夜間の使用を制限するようにも設定をしている。

また、碧南市では、教員が個人のスマホやタブレットで撮影をせず、学校で許可された機材のみで撮影をするというルールを設けており、不祥事防止に向けての研修も重ねている。

**【議員名】 森下敏弥議員****【質問内容】**

1 令和 8 年度施政方針について

(1) 夢や希望が描ける教育について

イ 金融経済教室について

(イ) 金融経済教室で子供たちが夢や希望を描く事ができると教育長は考えるか

**【回答】**

学校において「金融経済教室」と銘打った学習を行っていないが、小中学校では学習指導要領に基づき、金融経済について、発達段階に応じた教育活動を行っている。

子供たちが社会や経済の仕組みに関心をもち、自らの生き方や進路を主体的に考え

る力を育んでいくことで、明るい未来を描くことができるよう、これからも取り組んでいく。

**【質問内容】**

< 2回目 >金融経済教育について市長が想定されている教育の内容はどのようなものか

**【回答】**

金融経済教室のみで、直ちに子どもたちが夢や希望を描けるようになるとは考えていない。

しかし、本市としては「誰もが経済的な理由で夢をあきらめないまち」を目指していきたいと考えている。

その実現のためには、子どもたちが自ら将来設計を描く力を身につけることに加え、保護者が教育資金について計画的に考えられること、さらには世代を超えて家庭の中でお金について前向きに話し合える環境を整えていくことが重要である。

そのためにも教育費のシミュレーション、奨学金制度の理解、積立の基本的な考え方、資産管理の基礎などについて、幅広い世代が学ぶ機会を創出していくことが必要である。

**【質問内容】**

(ウ) 子供たちのキャリア教育（職業・進路理解の教育）の充実が重要と考えるが、現在の実績は

**【回答】**

中学校においては、特別活動や総合的な学習の時間を中心に、1年生で、職業調べや企業の方を招いた出前講座・生き方講座を実施し、2年生の職場体験活動に繋げている。3年生では、将来の夢と向き合いながら、自分自身で進路決定していく力を身につけるよう教育活動を進めている。

小学校においても、特別活動や総合的な学習の時間を中心に、各教科との関連を持たせながら、キャリア教育を進めている。また、キャリア教育を自主研究で取り組んでいる小学校も複数あるので、教育委員会では、市内研究校での活動例を紹介し、各校で教科の授業の中でキャリア教育の視点を取り入れることを意識できるように取り組んでいる。

【議員名】 山口春美議員

【質問内容】

3 公共施設、子どもの権利擁護、環境施策について

(1) 小中学校の統廃合が無責任に流布されているが、今後、35 人学級の達成に続き少子化だからこそ、先進諸国並みの少人数学級へのチャンスでは。国県へ少人数学級への要求を

【回答】

令和 9 年度には小中学校全学年が 35 人学級となり、国では、教育効果の検証を行い、さらなる少人数学級の検討を進めるときているので、今後の動向を注視していく。

少人数学級の推進は必要なことであるが、進めていく上では、教室数や質の高い教員の確保等、人的、物的側面からも、よりよい教育の実現につながるよう慎重に検討していくことが重要である。

【質問内容】

(2) 2022 年 10 月に施行された「生徒指導提要」に基づいて、子どもの権利条約や生徒指導の教師や生徒への、学習、徹底は何度どんな形でされたのか、校則の公開はホームページなどで実施したか

【回答】

令和 4 年 12 月に「生徒指導提要改訂」の通知を発出し、これまでも、生徒指導の担当者会において「生徒指導提要」の内容について学習する機会を定期的に設けてきた。学校においても、管理職から、職員に伝達講習を行っている。

生徒に対して、生徒指導提要を教材としての学習は特に行っていないが、各学校において、子どもの権利条約を踏まえ、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、児童生徒自らが作り上げるようにすることを大切にし、教育活動を行っている。

ホームページへの校則の公開については、公開している学校もあれば、公開していない学校もある。公開していない学校においても、校則の内容が分かるガイドブック等を保護者に配布している。

【質問内容】

< 2 回目 > ホームページで公開している学校は

**【回答】**

西端中学校が学校生活全体のガイドブックとして公開している。

## 課名 生涯学習課

**【議員名】** 加藤厚雄議員**【質問内容】**

1 令和8年度施政方針について

(7) 「誰一人取り残さない持続可能なまちづくり」(青年層の活動の活発化)

**【回答】**

ヘキスポスタッフは、昭和60年度から文化会館を拠点に、イベントやボランティア活動をしている青年団体で、子どもを対象にした水遊びや雪遊び事業、プレイメイト活動、二十歳を祝う会の運営支援などのボランティア活動にも積極的に参加している。3月7日には主催事業として臨海公園芝生広場で「ヘキスポスカイランタンフェス」を企画。SNSで活動紹介をするなど、時代に合わせた活動も行っている。今後も青少年育成事業として活動支援をしていく。

**【質問内容】**

<2回目>「ヘキスポスカイランタンフェス」とは具体的にどういったイベントか？

**【回答】**

LED灯を使用した紙製の薄いランタンを紐で括って、夕暮れ後空中に浮かせ、夜空に幻想的な光の空間を作り出すイベント。一般販売のランタン200基は完売、企業協賛の40基と合わせ240基が放つ。会場では飲食出店、ステージパフォーマンスなども開催。

**【議員名】** 柘宜田拓治議員**【質問内容】**

2 緊急行財政対策について

(2) 南部市民プラザ大規模改修事業の凍結について

ア 凍結して利用に耐えうる状況か、また凍結が不可避な改修は

**【回答】**

大規模改修事業として、屋根防水改修、外壁改修等を予定していたが一時凍結とな

った。現状、アリーナや会議室の利用、図書館機能に影響を及ぼすものは無い。

なお、貸館利用者、図書館利用者に影響を及ぼす恐れがあった冷温水発生機の整備、図書室上部の防水改修等については、令和5年度から6年度にかけて実施済み。

令和8年度には、停電時に屋内消火栓ポンプを稼働させるための非常用発電機の設置を実施。

**【質問内容】**

イ 国の補助金や起債により早めの改修をすべきでは

**【回答】**

9月の公共施設等総合管理計画の改訂内容を踏まえ、施設としての今後の在り方、財政状況も考慮する中で、必要な修繕を進めていく予定。国や県の補助金は活用できるメニューが無く、市単独予算での対応となる。

**【議員名】** 石川輝彦議員

**【質問内容】**

1 令和8年度施政方針・教育行政方針について

(4) 人と文化が育ち・支え合うまちに向けた施策の展開について

ウ 小中学校幼稚園PTA連絡協議会への今後の関わり方について（PTA連絡協議会事業の補助金を廃止し、事業の見直しをするとあるが、どのような組織を考えているのか）

**【回答】**

PTA連絡協議会補助事業は、PTA活動の推進及び発展のためのもので、本補助金を活用した主な事業として、市内小中学校幼稚園のPTA相互の親睦を図るため、ソフトミニバレーなどのレクリエーション大会を開催してきた。令和2年度からは、充て職を減らし、各種委員会・協議会への出席の削減にも努めてきたが、まだまだ負担が大きいとの意見を踏まえ、更なる負担軽減策として、今年度からレクリエーション大会を実施しないこととした。

なお、PTA相互の情報交換の場としての碧南市小中学校幼稚園PTA連絡協議会総会や役員理事会、上位団体による研究大会など、レクリエーション大会以外の活動については、補助金廃止の影響はなく、これまで通り実施していく予定。

**【質問内容】**

エ 市民図書館中部分館廃止に伴う、児童生徒の居場所づくりに対する考え方について

**【回答】**

図書館は、図書館法第2条において、「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ことを目的とする施設とされており、同法第4条に規定する専門職である司書を配置して運営を行っている。

このような目的施設が人口7万人程度の自治体に3施設あるのは余剰であるとの判断により、中部分館廃止の方針をお示ししたもの。現在の市民図書館中部分館は、児童生徒や高齢者に、学習や新聞閲覧の場等としてご利用いただいている。児童生徒の学習の場については、各地区の公民館図書室に加え、夏休み期間中には公民館等の空き室を無料開放し、学習スペースの確保に努めている。また、市民図書館本館にも約90席の閲覧席を設けており、学習利用が可能な環境を整えている。

老朽化する公共施設が多い中、同一目的の施設は廃止の検討をしている。大規模改修や更新により維持すべき施設も沢山あり、ご理解をいただきたい。

**【議員名】** 藤浦伸介議員

**【質問内容】**

1 教育行政方針について

(2) 主な施策について

ウ 「生涯学習・スポーツ」の分野について

(ア) 地域と連携した生涯学習の推進について

**【回答】**

学校と地域、それぞれの立場から「育てたい子ども像」や「目指す地域像」を共有することで、これまで続けてきた地域と学校とが連携したさまざまな活動をより一層推進できると考え、来年度から、棚尾小学校、西端小学校及び西端中学校をモデル校に、コミュニティ・スクールを立ちあげていく予定。

**【質問内容】**

<2回目> 近隣市町で同様の事業を実施しているところは？将来的に、全小中学校で展開していくのか？

**【回答】**

西三河 10 市町で導入されていないのは高浜市と碧南市の 2 市のみ。来年度では、3 校をモデル校としてスタートするが、将来的には全小中学校での展開を目指していく。

**【議員名】** 森下敏弥議員**【質問内容】**

1 令和 8 年度 施政方針について

(1) 夢や希望が描ける教育について

イ 金融経済教室について

(ア) 昨年の実績は（実施回数、どのような参加者か、アンケート結果など）

**【回答】**

今年度より出前講座のメニューの一つとして、一般向けと小中学生向けの「金融リテラシー講座」を取り入れており、校長会や広報、HP 等により周知をしたが開催の実績はない。

**課名** スポーツ課**【議員名】** 藤浦伸介議員**【質問内容】**

1 教育行政方針について

(2) 「主な施策」のうち、重点的に取り組むべきものは

ウ 「生涯学習・スポーツ」の分野について

(イ) アジア競技大会について

**【回答】**

アジア競技大会のビーチバレーボール競技の会場に碧南緑地ビーチコートが正式決定となった。競技日程は 9 月 20 日から 10 月 3 日までの予定です。市独自の取り組み予定は市内各所にアジア競技大会固有のデザインを配した横断幕等を設置していく。8 月中旬には、市役所本庁舎及び臨海体育館にアジア競技大会 PR ブースを設置する。9 月 6 日午前 11 時から聖火リレーを行う。学校給食でアジア料理の提供や海浜水族館ではアジア競技大会開催期間中に合わせ、アジア各地に生息する淡水魚を中

心とした特別展を予定している。その他、大会期間中も、市独自の盛り上げイベントを開催する。

**【議員名】** 森下敏弥議員

**【質問内容】**

1 令和8年度 予算案について

(1) 緊急行財政対策 標準的な市民負担への見直しについて

イ 使用料・手数料の見直しと、社会教育関係団体の減免見直しについて

(ア) スポーツ協会、文化協会、および各地域で活発に活動している団体、例えば卓球クラブ等、大きな影響となるが各団体との調整はどの様になっているか。活動を支援すべきと考えるが。

**【回答】**

使用料と減免制度の見直しについてスポーツ協会や文化協会などの御意見を踏まえ、令和8年度は現状制度を継続し、令和9年度以降は市の支援が適当と認められる団体のみを対象とした、新たな制度を創設する。

**【質問内容】**

(イ) 市外利用者は料金2倍適用となると社会教育関係団体として利用してきた市外の団体は試算では体育館アリーナは約6倍となる。利用が減り稼働率低下、収入減を心配するが。

**【回答】**

市外の団体は社会教育関係団体になれないので、使用料は最大で現行の1.45倍×市外の2倍の2.9倍であり6倍となることはない。市外利用者を2倍としたのは、安価な本市施設を市外利用者が使用することで市内利用者の使用に支障をきたしているため、市内利用者の利便性向上を図ることが目的。

**【質問内容】**

<2回目>市内利用者の予約が取りにくいのなら予約開始時期を変えるなど方法は有ると思われる。何故、市外利用者を排除する方向にするのか。他市の状況は。稼働率低下により収入が減るのは本末転倒と考えるが見解を。

**【回答】**

スポーツ施設の予約は現状でも市内利用者と市外利用者で予約開始時期に差を設け

ている。市外利用者の稼働率低下の危惧は、減少した分を市内利用者が利用すれば稼働率が維持され歳入減とはならない。多くの近隣市で差を設けていることと、市内利用者の利便性向上を図る目的のため御理解いただきたい。

## 課名 海浜水族館

【議員名】 藤田宇哉議員

【質問内容】

- 1 財政非常事態宣言とその先にある持続可能で魅力あるまちづくりについて
  - (2) 財政再建期間（3年間）の進捗管理と公共施設の改革について
    - イ 本市独自の施設における市民の「納得感」と「提供価値」を高める攻めの運営見直しについて

【回答】

海浜水族館は、全国でも数少ない教育委員会所管の施設であり、市内全小学校の授業に水族館学習を組み込んでいる点は全国初の取り組みとして評価されている。

開館43年を経た現在も、年間約20万人と本市人口の約3倍の来館者を維持しており、時節に応じたイベントや学習プログラムの有料化、オリジナルグッズの販売等により売り上げも増加しており、3月にリニューアルオープンする2階の展示「ぐるんちゃ」を子育て世代のためのシンボリックな施設として、近隣の類似施設との差別化を図っていく。さらに、水族館としては県内唯一の登録博物館として、絶滅危惧種の保護や調査研究などを通じ、地域の自然環境保全にも貢献してきた。

令和8年度には、「日本動物園水族館協会水族館技術者研究会」の開催が碧南で予定されており、全国の水族館関係者が碧南海浜水族館に集まってくる。

また、提案型ネーミングライツについては、昨年7月から募集を開始し、自然環境の保全を企業イメージとしている大手フランチャイズ飲食店など3社と交渉したが、契約に至っていない。今後も引き続き募集やこちらからのアプローチを継続したい。

【議員名】 藤浦伸介議員

【質問内容】

- 1 教育行政方針について
  - (2) 「主な施策」のうち、重点的に取り組むべきものは

エ 「芸術・文化」の分野の情報発信の強化について

**【回答】**

令和7年度の夏・冬の特別展の会期始めと中間の各2回、無料クーポンの配信を行っている。

令和6年度との比較で、「広報へきなん」の無料招待券の利用数はほぼ同数だったが、それに上乗せされる形でLINEクーポンが使われており、一定の集客効果が期待できると感じている。

報告事項イ まなびさぽーと資金支給審査に係る諮問について（庶務課）

碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例第9条に基づき、まなびさぽーと資金支給審査会に対象者の審査を諮問する。

### 1 審査対象

#### (1) 高校生

経済的に修学困難であり、心身共に健全かつ成績優秀で、その他団体から奨学金を受けていない高校生

#### (2) 中学生

科学教育に関する優秀な研究をした中学生又は中学生のグループ

### 2 審査会委員（8名以内）

#### (1) 中学校長

#### (2) 識見を有する者

### 3 審査会開催予定日

#### (1) 高校生

令和8年6月中旬

#### (2) 中学生

令和8年10月中旬

### 碧南市まなびさぽーと資金支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の教育の振興を図り、将来社会に有用な人材を育成するため学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校及び中学校に在学する生徒に対する学資（以下「まなびさぽーと資金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 まなびさぽーと資金の支給対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 経済的に修学困難であり、心身共に健全かつ成績優秀で、その他団体から奨学金を受けていない高校生
- (2) 科学教育に関する優秀な研究をした中学生又は中学生のグループ

(支給額等)

第3条 まなびさぽーと資金の支給額は、次の各号に掲げる区分について、当該各号に定める額とする。

- (1) 高校生 1人当たり月額9,000円
- (2) 中学生又は中学生のグループ
  - ア 最優秀賞 20,000円（同額相当の金券類を含む。以下この号において同じ。）
  - イ 優秀賞 10,000円
  - ウ 準優秀賞 5,000円
  - エ 努力賞 2,000円
  - オ きらり賞 1,000円

2 まなびさぽーと資金の支給方法は、口座振替の方法によるものとする。ただし、前項第2号アからオまでに定める額の支給については、この限りでない。

3 第1項第2号アからオまでに定める賞の支給件数は、一の年度において市長が別に定める件数とする。

(支給期間等)

第4条 まなびさぽーと資金の支給期間は、高校生にあつては支給を開始したときから現に在学する高等学校の正規の修学期間修了までとし、中学生にあつては年1回とする。

(支給申請等)

第5条 高校生は、まなびさぼーと資金の支給を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。

2 まなびさぼーと資金を支給する中学生は、教育委員会が決定する。

3 教育委員会は、前2項の支給の決定をしたときは、速やかにその旨を支給の決定をした高校生（以下「さぼーと高校生」という。）及び中学生又は中学生のグループ（以下「さぼーと中学生」という。）並びに在学学校長に通知するものとする。

（支給停止）

第6条 教育委員会は、さぼーと高校生がやむを得ない事情により休学したときは、その期間まなびさぼーと資金の支給を停止するものとする。

（支給の取消し）

第7条 教育委員会は、さぼーと高校生が次の各号のいずれかに該当するとき又はさぼーと中学生が第3号に該当すると認めたときは、まなびさぼーと資金の支給を取り消すものとする。

（1） 第2条に規定する要件を欠いたとき。

（2） 正当な理由なく休学したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により支給を受けたとき。

（返還）

第8条 教育委員会は、前条の規定に該当する者について、支給を受けたまなびさぼーと資金の全部又は一部を返還させることができる。

（審査会の設置）

第9条 教育委員会の諮問に応じ、まなびさぼーと資金の支給の対象者について審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市まなびさぼーと資金支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第10条 審査会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

（1） 中学校長

（2） 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審査会の会長及び副会長)

第 11 条 審査会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は委員のうちから教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 12 条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 13 条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

報告事項ウ 小中学校みどりの学校の実施について（学校教育課）

令和 8 年度小学校みどりの学校の実施について

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 2 2 日（月）～令和 8 年 6 月 2 6 日（金）
- 2 場 所 岡崎市千万町町字大平田 1 7 - 5  
愛知県野外教育センター
- 3 参 加 者 市内小学校 7 校の 5 年生全員 6 7 5 名  
（別添の令和 8 年度みどりの学校日程のとおり）
- 4 経 費 宿泊料等 4, 7 0 3, 0 0 0 円  
内 訳  
宿泊代 児童 5, 6 1 0 円  
引率者 6, 4 6 0 円  
その他  
キャンプカウンセラー代 4 0, 0 0 0 円（1 校当り）  
キャンプファイヤー代 1 2, 7 0 0 円（1 校当り）  
活動用消耗品 1 0, 0 0 0 円（1 校当り）  
バス借上料 3, 6 0 0, 0 0 0 円  
（1 クラスにつき 1 台配車）
- ※児童については全額を市が負担、引率者は県旅費支給分を徴収する。
5. そ の 他 ・令和 8 年度より、開校式には教育長が年度ごとに小学校と中学校を  
交互に出席するよう変更する。  
・令和 8 年度：中央小、日進小（6 月 2 2 日）

## 令和 8 年度中学校みどりの学校の実施について

1. 日 時 令和 8 年 5 月 3 0 日 (土) ~ 令和 8 年 6 月 1 3 日 (土)
2. 場 所 豊田市小滝野町坂 3 8 番地 2 5  
愛知県旭高原自然の家
3. 参 加 者 市内中学校 5 校の 2 年生全員 6 7 1 名  
(別添の令和 8 年度みどりの学校日程のとおり)
4. 経 費 宿泊料等 7, 9 8 2, 0 0 0 円
- 内 訳
- 宿泊代 生徒 1 0, 0 8 7 円  
引率者 1 1, 9 0 7 円
- その他
- キャンプカウンセラー代 2 0, 0 0 0 円 (1 校当り)  
キャンプファイヤー代 2 2, 0 0 0 円 (1 校当り)  
施設利用料 3, 3 5 0 円 (クラス数で積算)  
活動用消耗品 1 5, 0 0 0 円 (1 校当り)
- バス借上料 4, 9 1 8, 0 0 0 円  
(1 クラスにつき 1 台配車、有料道路料含む)
- ※生徒については全額を市が負担、引率者は県旅費支給分を徴収する。
5. そ の 他 ・ 令和 9 年度に教育長が開校式に出席予定。

## 令和 8 年度みどりの学校日程 小学校（令和 8 年 6 月 2 2 日～ 2 6 日）

日	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6			
曜日	月	火	水	木	金			
参加校	「中央小」 「鷺塚小」 「新川小」 「大浜小」 「日進小」 「西端小」 「棚尾小」							
学級(車両)数	新川小4	中央小3	大浜小3	棚尾小3	日進小2	鷺塚小4	西端小2	21学級
参加人員	134	99	97	105	64	111	65	675人

## 令和 8 年度みどりの学校日程 中学校（令和 8 年 5 月 3 0 日～ 6 月 1 3 日）

日	3 0	3 1	1	2	3	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1 3
曜日	土	日	月	火	水	日	月	火	水	木	金	土
参加校	「新川中」 「中央中」 「西端中」 「南中」 「東中」											
学級(車両)数	新川中4	中央中3	南中7	東中5	西端中2	21学級						
参加人員	132	99	219	156	65	671人						

報告事項エ 教育相談事業報告について（学校教育課）

当日資料のとおり